



平成 27 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社省電舎
代表者名：代表取締役社長 鶴澤 利雄
(コード番号 1711 東証 第二部)
問合せ先：経営管理部 福本 裕士
(TEL. 03-6821-0004)

業務提携に向けた基本合意書締結に関するお知らせ

当社は、Graess Energy Pte Ltd (住所：20 Pioneer Crescent #09-01, West Park BizCentral, Singapore、代表者：Chief Executive Officer Antos Glogowski、以下GESといたします)と業務提携に向けた基本合意書を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 基本合意の目的

当社は、固定価格買取制度における太陽光発電に係る買取価格が下落傾向にある現状で、継続して太陽光発電設備施工事業を伸長させる方策を模索して参りました。この度、ドイツの太陽光発電設備施工事業及び同発電設備施工用の重機を保有する GRÄSS グループとシンガポールの海洋掘削事業を推進する SBI Offshore との合弁会社であるGESより日本国内における太陽光発電設備施工に関して協働で事業推進出来ないかとの提案があり、検討を進めて参りました。

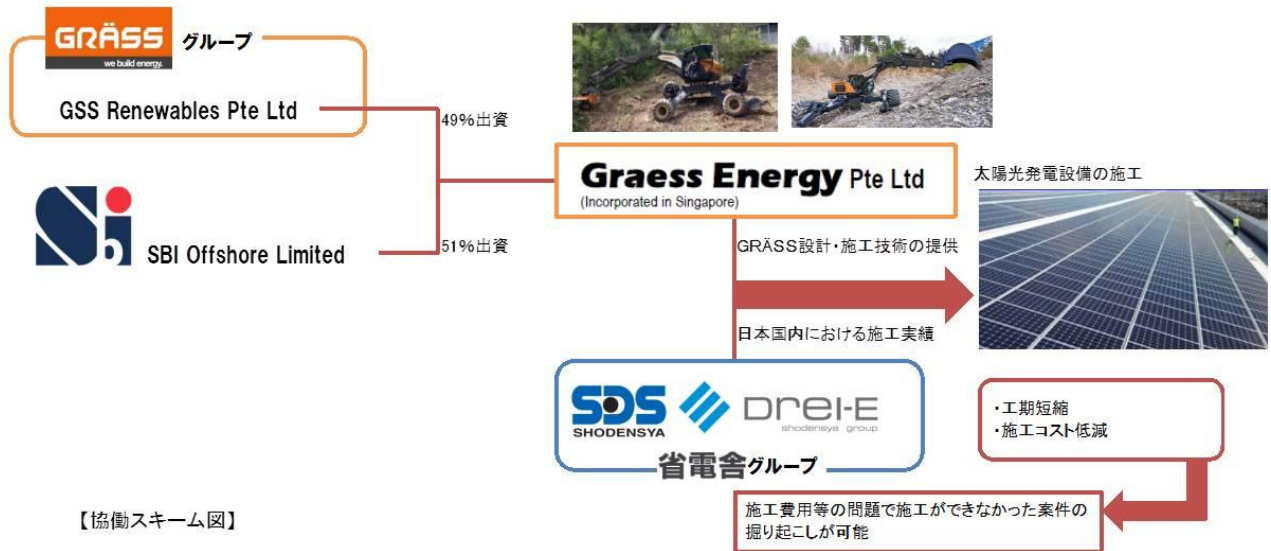
GESは太陽光発電設備の設計、開発、運営、メンテナンスを事業とするとともに、アジア地域において太陽光発電設備を所有しIPP事業を推進しております。他のアジア地域に比較して固定価格が下落傾向にあるとはいえ、まだ他国と比較すると高値で設定されている日本の市場で太陽光発電設備を保有し、売電収入を得ることを希望するGESが日本国内における太陽光発電設備施工のパートナーを探しており、当社に協働事業のご提案を頂いたという経緯であります。

当社とGESは、協働して日本国内における案件を1件施工することにより施工期間及び施工品質の確認を行い、その結果をもって業務提携に向けた検討を進めることにつき合意し、基本合意契約を締結いたしました。

2. 基本合意の内容

当社とGESは、日本国内において協働して太陽光発電設備の施工、メンテナンス事業を推進するため、テスト案件として日本国内における案件を1件施工することにより施工期間及び施工品質の確認を行い、その結果をもって業務提携に向けた検討を進めることとしております。

テスト案件施工後の検討により業務提携契約を締結することになった場合、当社はGESが日本国内において保有しようとする太陽光発電所の建設をGESと共同で請け負うことになるとともに、GESの親会社であるGRÄSSグループが開発した独自の設計手法と重機を利用することも可能となり、施工期間、費用ともに大きな負担となる整地作業を短期化し、費用の低減を図ることが可能となるものと考えられます。



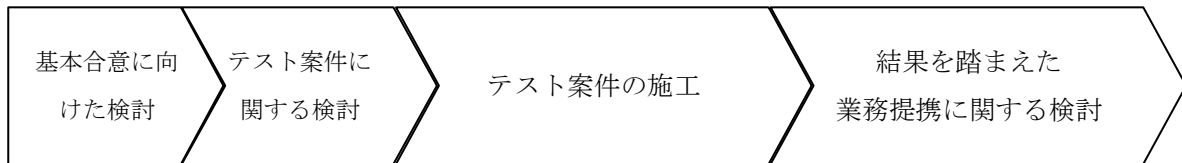
3. 業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	Graess Energy Pte Ltd	
(2) 所 在 地	20 Pioneer Crescent #09-01 , West Park BizCentral , Singapore	
(3) 代表者の役職・氏名	Chief Exective Officer Antos Glogowski	
(4) 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設計、施工、メンテナンス ・太陽光発電設備の保有、売電事業 	
(5) 資 本 金	USD 100	
(6) 設 立 年 月 日	2015年7月3日	
(7) 大株主及び持分比率	SBI Offshore Limited 51% 、 GSS Renewable Pte. Ltd. 49%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、

	該 当 状 況	当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
--	---------	-----------------------------------

4. 日程

本合意書締結後、テスト案件に関して検討を行い、その結果を踏まえて業務提携に関する検討を開始いたします。テスト案件の検討、施工がスムーズに進んだ場合は今年度中に業務提携契約を締結することとなります。



8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	-----	-----	-----	----	----	----

※上図は業務提携契約に向けたスケジュール概要ですが、テスト案件の施工期間によりスケジュールは変動します。

5. 今後の見通し

本合意書締結における当社平成28年3月期の業績に与える影響は、現時点では軽微なものを見込んでおります。今後、本合意書締結により平成28年3月期の業績に大きく影響を与える事象が発生または決定した場合、または業務提携契約を締結することとなった場合は速やかに開示します。

以上